

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価・調査委員会の評価意見に関する今後の政府の対応方針

平成24年8月21日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、評価・調査委員会は、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見を取りまとめたところである。

これを踏まえ、構造改革特別区域推進本部は、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

是正する規制の特例措置

規制の特例措置「学校設置会社による学校設置事業（816）」については、「弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合」（基本方針2.（3）②エ）に該当するため、是正することとし、別紙のとおり運用を見直す。

別紙 是正する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。	<p>1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。 生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各株立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。</p> <p>(1)内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて(通知)」(平成18年8月1日)を踏まえ、面接指導等(面接指導、添削指導、試験)が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(2)規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。</p> <p>(3)内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。</p> <p>2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、 (1)面接指導等(面接指導、添削指導、試験)の特区区域内での実施 (2)認定団体における指導体制の構築 (3)認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底 について、認定申請団体に確認した上で行う。 また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教育活動の実施について助言する。</p> <p>3 既設の株立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している(小学・高校21校中18校、大学5校中1校)。 これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。</p> <p>4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。</p>	文部科学省